

## 伊予郡砥部町五本松における旧愛媛県窯業技術センターに係る土壌汚染状況調査について

### 土壌汚染対策法第3条第1項に基づく調査報告書提出

内容	窯業技術センターから報告書の提出があった。
状況	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関が、法に基づき土壌汚染状況調査を行った。



### 土壌の特定有害物質による汚染状態

内容	土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しない。
状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○溶出量基準：鉛1地点（基準5.6倍）、ふっ素1地点（基準1.2倍）</li> <li>○含有量基準：鉛1地点（基準2.8倍）</li> </ul> <p>➤土壌溶出量基準及び土壌含有量基準がそれぞれ適合していない。</p>



### 健康被害が生ずるおそれに関する基準への該当

内容	土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する。
状況	<p>【溶出量基準が適合しない場合⇒地下水の飲用利用等の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○該当地の下流側で、地下水の飲用利用等はない。</li> </ul> <p>【含有量基準が適合しない場合⇒人が立ち入ることができる状態の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○該当地は、センターの敷地内であり一般人が立ち入ることはない。</li> </ul> <p>※区域指定後の建屋解体工事等の際には柵等を設置し、立ち入り禁止等の措置を施すため、関係者以外が立ち入ることはなく、直接表面の汚染土壌に触れることはない。</p> <p>➤健康被害等が生じるおそれがあるものには該当しない</p>



### 指定する区域の種類

<p>調査報告のあった溶出量基準・含有量基準を超過したとみなされる区画について、法第11条第1項の『形質変更時要届出区域』に指定          （※健康被害が生じるおそれがある場合は、法第6第1項の要措置区域に指定）</p>
--

## 【参 考】土壤汚染対策法（抜すい）

### （要措置区域の指定等）

第六条 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

- 一 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令<sup>※1</sup>で定める基準に適合しないこと。
- 二 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準<sup>※2</sup>に該当すること。

※1 土壤溶出量基準及び土壌含有量基準

※2 溶出量基準超過：周辺地下水の飲用利用の有無、含有量基準超過：人の立入の可否

### （形質変更時要届出区域の指定等）

第十一条 都道府県知事は、土地が第六条第一項第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。